

指定管理者選定審査会における候補者の選定に伴う意見概要

1 施設名		近江八幡市沖之島漁港	
2 施設の概要		(1) 所在地	近江八幡市沖島町地先
		(2) 設置目的	漁業の振興をはじめ公共水域の秩序維持を図るための施設として、漁業をはじめ地域の発展に寄与すること
		(3) 開港日	無休
		(4) 施設等の概要	総敷地面積 32,435.7㎡ 漁港基本施設 護岸又は堤防、岸壁、舟揚場 漁港機能施設 臨港道路、荷捌所用地、野積場用地 他
3 指定管理業務に関する概要	実施方法	特 例（公募によらない）	
	指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)	
	管理業務内容	(1)維持運営計画に関する業務 (2)施設の維持管理に関する業務 (3)利用料金の徴収及び施設の使用許可等に関する業務 (4)水域施設(航路、泊地)の管理に関する業務 (5)施設の安全管理に関する業務 (6)外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理(点検)に関する業務 (7)施設内の環境美化等のための管理 (8)その他	
	管理料参考額	(上限額)4,950,000 円 指定期間の管理料限度額 (消費税及び地方消費税を含む)	
4 指定管理者の候補者		所 在 地	近江八幡市沖島町43番地
		名 称	沖島漁業協同組合
5	審査方式	採択方式	
審査概要及び意見等	選定審査会委員	(敬称略、順不同) 森 裕之 (立命館大学政策科学部教授) 岩井 由紀子 (社会保険労務士) 山本 憲宏 (公認会計士・税理士) 岡田 清久 (近江八幡市総務部長) 高尾 一成 (近江八幡市総合政策部長)	

5 審査概要及び意見等	審査基準	審査基準	
		1	利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること
		2	適切な維持及び管理のもと、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること
		3	管理経費の縮減が図れるものであること
		4	施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること
		5	その他(危機管理体制、個人情報の保護措置)
	審査経過	第1回選定審査会【令和6年4月5日】 * 特例により指定候補者を選定すること及び指定管理候補者を「沖島漁業協同組合」とすることについて 第3回選定審査会【令和6年11月1日】 * 申請書類の審査、施設管理担当課に対してヒアリングを実施	
		沖之島漁港は沖島漁業協同組合の漁業活動の拠点としての機能を有する漁港施設である。また、漁港の利用実態は、令和5年漁港の港勢調査では次のとおりとなっており、漁船が大半を占めている。(総数)118隻（漁船）113隻（地元船(通船)）5隻 当該組合は、施設が現在の形になる以前から今日に至るまで適正な管理を行っており、これらの実績から、施設管理に必要な物的・人的能力を有している。 当該施設は、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく施設であり、沖島の世帯の過半が当該組合員であることから当該組合を指定管理者とすることにより、 第一に、当該組合員が漁業活動のため日常的に利用されていることから、当該施設を熟知されており、日常業務の中で施設の維持管理が可能である。 第二に、当該施設は、沖島住民が日常生活の交通手段(通船を含む。)として利用されており、沖島住民の生活に欠くことのできない生活機能を担う施設となっている。 第三に、当該組合員の施設利用に支障のない範囲で沖島住民など施設利用者との効率的な運用と相互の利便性の向上を図ることが期待できる。 第四に、緊急時の対応においても、直営又は他者の管理よりも当該施設を熟知している漁業協同組合の方が迅速な対応が可能である。 以上のことから、当該施設を適切に維持管理するには、指定管理者を沖島漁業協同組合とすることが最も適当であると判断する。	
	審査意見	特例により指定候補者を選定する理由や、申請者からの申請内容、施設管理担当課に対して行ったヒアリング内容等を基に総合的に判断し、申請者を指定管理候補者とすることを認める。	